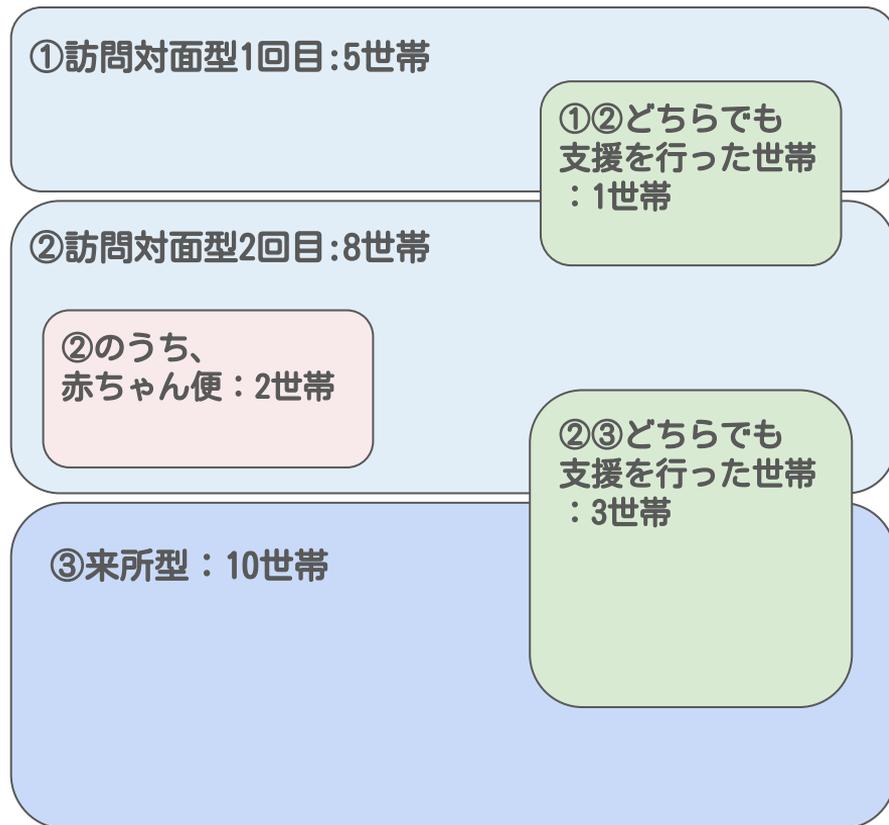


ユニーク数の考え方

ユニーク数では、1ヶ月の内に同じ家庭に対して複数回支援を行った場合でも、支援世帯数は「1」とカウントします。



赤ちゃん便:2世帯

訪問対面型:①5世帯+②8世帯=13世帯

赤ちゃん便で申請する世帯:2世帯

①と②どちらにも含まれる世帯:1世帯

→ $13-2-1=10$ 世帯

来所型:10世帯

そのうち、訪問対面型で申請する世帯:3世帯

→ $10-3=7$ 世帯

※同じ世帯に対して、

1ヶ月の内に支援スタイルの異なる支援を行う場合は、どちらの支援スタイルに含めて申請していただいても問題ありません。ただし、支援スタイルにより食事等支援経費の上限額が異なりますので、ご注意ください。

助成金の精算方法

最終的に助成される金額は、事業実施期間の全ての精算報告（2月中を予定）を以て確定されます。
 そのため、**実際の事業実施内容と申請内容が異なる場合、助成決定時の金額と精算時の金額に差額が生じます。**

	助成決定時					実費精算時				
食事等支援経費	支援スタイル	単価	世帯数	月数	小計	支援スタイル	単価	世帯数	月数	小計
	訪問対面型	3,000	20	6	36万円	訪問対面型	3,000	5	6	9万円
	赤ちゃん便	4,000	10	6	24万円	赤ちゃん便	4,000	5	6	12万円
	来所型	2,500	30	6	45万円	来所型	2,500	50	6	75万円
	合計		60		105万円	合計		60		96万円
	支援世帯数60に対し、食事等支援経費は105万円					支援世帯数60は申請時と同じだが、支援スタイルが変更した為、食事等支援経費は96万円に				
管理運営経費	食事等支援経費105万円の15%が上限額：15.75万円					食事等支援経費96万円の15%が上限額：14.4万円 →管理運営費の上限額が少なくなります				
配送経費	10万円					10万円（変更なし）				
助成決定額 （合計）	130.75万円					実際の助成金の上限額は、120.4万円になります （助成決定時から、10.35万円減少）				